

代金取立規定新旧対照表（改正箇所のみ抜粋）

新	旧	備 考
<p>2.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利礼、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所する手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</p> <p>7.（取立代金の入金） （1）手形のうち支払期日までに余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換によって取立のできるもので当金庫が「期日入金手形」として取扱ったものは、その手形金額を支払期日の前営業日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の金融機関相互間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。</p>	<p>2.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利礼、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。</p> <p>7.（取立代金の入金） （1）手形のうち支払期日までに余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換によって取立のできるもので当金庫が「期日入金手形」として取扱ったものは、その手形金額を支払期日（<u>取立地域が東京交換の時は支払期日の前営業日、横浜交換の時は前々営業日</u>）に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の金融機関相互間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。</p>	<p>改定日 2026年10月1日</p> <p>改定日 2026年10月1日</p>